

私的所有権の偶有性と経済(社会)学の課題⁽¹⁾

—抄録—

Contingency of the Private Property and the Task of Economic(s) (Sociology)

—abridged—

西山俊彦

Toshihiko Nishiyama

1994年

経済社会学会編

権力と市場経済

経済社会学会年報 XVI

「正義は社会制度の第一の特性であって、これは真理が思想体系の第一の特性であるのと同様……理論がいかにかに優美で無駄がなくても、真理でなければ斥けられるか改められるべきである……⁽²⁾。」今、「私的所有制度」は「市場経済制度」とともに「現代資本主義体制」の成立要件であり⁽³⁾、私的所有制度が妥当性の論証能はぬ権力構造でしかないとすれば、市場経済制度も資本主義体制自体も権力構造でしかなくなり、その改変可能性の究明なくして現代社会についての実証科学は成立しない。先ず、

1. 私的所有権の妥当性は論証されているのか、いないとすれば何が求められているのか、を確認し、次いで、
2. グローバル大の構造変革を促す動向の理拠を吟味し、最後に、
3. 経済(社会)学は、その視点から、公正公平な分配を最も効率的と実証しているかどうかを究明したい。

紙幅の都合上、箇条書きに等しい記述を許されたい。

I. 私的所有権の偶有性とその帰結

特定事物の特定個人への独占排他的帰属を意味する私的所有権についての合意なくして社会的営為も構造秩序も成立しない⁽⁴⁾。ところで、合意があるのと、その合意に妥当性があるのとは別物。従来の論証は人間主体の本性的 **connaturality** に依拠させられてきたが、大略、「人間本性要請説」と「社会秩序要請説」とに二分されるが⁽⁵⁾、それら論拠が功利主義、効率主義、全体主義に基く人格否定、独断と論点窃取による矛盾の他に⁽⁶⁾、両本性論は次の2つの理由によって何物をも論証していないことは明らかである。

- (1) 従来の論証は、私有財産制を前提とし⁽⁷⁾、初期条件の差異を無視したものでしかない。
- (2) 差異差別的帰属⁽⁸⁾としての私的所有権は、一般・普遍・抽象的原理でしかない人間本性からは論証できない⁽⁹⁾。

従来の凡ゆる論証が論理的錯誤でしかないとすると私的所有権は偶有性のもたらすもので、それに基づけられた構造秩序は権力構造そのものである。普遍性、妥当性の欠けた虚構、正当性の欠けた権力支配に対する整合的関与があるとすれば、それは進んで整合性を創出するもの、人間本性に本性的、不可決的とされる資質を人間本性を有する凡ゆる人間主体に等しく配分することであって、これは経済学、政治学、法学、社会学、等々、凡ゆる知的・科学的関与であっても⁽¹⁰⁾、経済、政治、法律、社会的営為、等々、凡ゆる具体的・実践的関与であっても、変わることはない要件である。偶有性の恣に任さず、資源配分への論理的、整合的関与は、偏に人間本性に相応しい均一同等の分配とそれを可能にする価値規範の共有に他ならない。

II. 基本的人権を理拠とする格差是正への動向⁽¹¹⁾

Ⅲ. 経済(社会)学と平等分配の効率性

差異的所有権は普遍的原理をもって論証し得ない偶有的存在であることを確認し、次いで基本的人権を理拠とする格差是正への動向を垣間見た。経済(社会)学はこれら事実から無縁であることはできないが、経済(社会)学独自の視点から、差異的所有の非合理性、非効率性の論証は言うに及ばず、経済(社会)学が科学であればさらに踏込んで、均一平等な分配⁽¹²⁾の経済的効率性を論証しているのではないかと想定される。本第3節では、想定の後半に限って、どのような理拠に基づくどのような論証がなされているかを吟味するが、本主題は宇沢弘文の指摘する「経済学の第二の危機⁽¹³⁾」、即ち、

「二十世紀は、その最後のデケイドに入って、大きな攪乱と危機を迎えようとしている。……この思想的危機は、経済学の領域においてもっとも深刻である。資本主義、社会主義という経済学の基本的概念がもはや、その現実的妥当性を失ってしまった……⁽¹⁴⁾」

「……新古典派理論やケインズ経済学の基本的姿勢に代って、分配の公正、貧困の解消という経済学本来の立場に立ち還る……ためのパラダイムの形成には新しい理論的枠組みの構築が不可欠である⁽¹⁵⁾」

との認識を共有する。「一次所得の不平等は、一国家内の場合より、国家間の場合の方が、はるかに大きい⁽¹⁶⁾」とすれば、「南-北」格差の克服こそは焦眉の課題である⁽¹⁷⁾。危機的状態を脱却して到達すべき目標は「最適体制 **an optimal social order**」であって、これが凡ゆる経済学的考察の目的であると同時に、厚生経済学の主題である⁽¹⁷⁾。1～4の順で理拠を列挙する――

1. 「予算制約式」は厚生極大化の条件ではないとの理由による所得移転

ティンバーゲンは「(最適体制への) 代替案を検討したところでは、『人間の基本的平等』の原理が最も適当な倫理的原理である⁽¹⁸⁾」と明言し、「厚生極大化のための典型的な特徴は、所得移転現象である。これは、ある社会、または企業の所得の一部が、他に移転されることを意味する。それは、……厚生分析は、各個人が予算制約式⁽¹⁹⁾を満たさねばならないことを必要としないのが論拠である。……この制約は、それが一連の最適条件の一部であるかどうか先験的には確立しないので、課される必要はない。……この結論は、国際的観点から考慮される場合、……国家間の所得の移転が世界の極大厚生を達成するために必要であるかもしれないということの意味している⁽²⁰⁾」と結論づける。論旨は明快であるが「……先験的には確定しえない」からという論拠は消極的、不定的であり、論証としては不十分であって、最適状態を達成するには予算制約式をいかに越えれば効率的となるかを示す必要がある。部分的、否定的理由だけに基いて現状打破を叫ぶのは無政府主義に類する無責任というべきではなからうか⁽²¹⁾。

2. 「相互利益」のための平準化

「ブラント報告⁽²²⁾」は、少くとも中長期的には、「南」の開発促進は「北」の利益拡大に連がるからと、自動的性格の資金移転と格差是正の必要性を展開する。今日、先進工業国

では、雇用保険、高賃金、購買力の向上……が経済活性化に連がると理解されているように、「南—北」間でも同様であることが認識されねばならない。途上国援助は相互理解のためだから、ノウ・ハウの交換、科学技術協力、資金移転、国際課税を実施して経済と政治の安定に資するよう説得する。水平化・平準化を基調としたグローバリゼーションの促進を主張しているのは、「自由貿易論」によっても容易に理解できようが⁽²³⁾、質的改善が図られぬ限り従属性・周辺性を増幅させるばかりとの懸念もある⁽²⁴⁾。これら諸問題が解決できたとして、「相互利益論」が成立する中長期的利益とグローバル利益が、いかに短期的利益と個人々の具体的利益とに連がるかを解明できなければ、実際の負担を強いるには無理があろう。だからこそ「南北サミット」の開催をもって事態の打開を計ったのではあったが、各国首脳のもその場限りのジェスチャーだけでは中長期的利益への動員はままならなかったことは、既に歴史的事実となっている。

3. 「分権化命題」とその帰結

市場経済制度は完全競争原理を前提にしたモデルであるが、市場経済自体にこの原理と裏腹の対抗原理が働く。このパラドックスを制御できなければ「効率」も「公正」も確保できず⁽²⁵⁾、市場経済の妥当性も保証されない。完全競争原理が機能する構造的条件の整備が肝要となる。新古典派経済学の中心命題である競争均衡は

「パレート最適であり、任意のパレート最適点は、経済主体間の資源の再分配を適当にすれば、つねに競争均衡として達成できる⁽²⁶⁾」

とされ、これは「厚生経済学の基本定理⁽²⁷⁾」とも称されてきた。具体的には、田村・夏目の表現に従えば、「完全競争のもとで各経済主体は、価格支配力をもたない価格受容者であって、諸生産物、生産要素の市場価格を所与として受け取り、それに対応してそれぞれの制約条件のもとで、各自の目的函数の極大を目指して自らの需要量を調整し主体的均衡に達する。各経済主体が直面する価格は、模索過程を通して市場における総需要量と総供給量が均等化する水準に落ち着くまで変動し、その水準で市場均衡が成立する。」「このように市場価格をパラメータとして、生産効率条件は技術制約のもとでの利潤最大化の企業行動によって成立し、生産と消費編成の最適条件は収支制約のもとでの効用最大化の家計行動によって実現する⁽²⁸⁾。」分権化命題とは競争均衡を「経済運営についての意思決定の面から提示したものであり、そこでは市場に参加する個人々が自己の利益を自由に追求するとき、市場機能によって自然に資源の最適利用が行われるとみなす⁽²⁹⁾」提題のこと、それは「完全競争が支配している場合には、……生産資源の配分は事実上その最適配分の条件を満足せしめ得ること⁽³⁰⁾」に由来した。完全競争には、完全予見性など経済主体の自律性に関する要件、生産要素の可変性等市場の成立に関する要件等、数々の想定^{マレアヒリズム}の他に⁽³¹⁾、所与としての価格メカニズムに抵触する独占化への要因、即ち、外部(不)経済の恣意的選択と費用逓減(収穫逓増)効果の介在⁽³²⁾から免れているという留保条件を伴っていた。独占力の介在が最適化を妨げるのは、それが市場支配力を付与し⁽³³⁾、価格と限界生産費との乖離、或いは、生産要素の価格と限界生産物の価値との乖離を招き、過剰利潤を付与して競争均衡を不能にするからである。ところで、「規模の効果」にしる「外部経済」にしる価格支配力の発生は、いかなる経済行為にも内在的な機制であって、いかに効果的にこの機制を取込むかが利潤極大化の原点であることは看過し得ない事実である。分権化命題は自由で合理

的な経済主体の自由で合理的な取引の上に成立する筈であったにも拘らず、権力と支配原理上に成立するパラドキシカルなものでしかない。西川潤は次のように解説する——

「完全競争市場は、あらゆる経済主体間の支配的要因が排除され、いわば闘争のない世界である。だがじつは経済的世界とは、平等者同士の関係の総体というよりはむしろ不平等者同士の、支配者と被支配者間の、明示的な、あるいは表面上は隠された関係の総体であり、現実はずねに『闘争による契約の世界⁽³⁴⁾』にほかならない⁽³⁵⁾」

と。市場経済が、所詮、効率的要素利用を至上命題とするのなら、市場価値がゼロとなれば不完全雇用も失業も“正常な状態”なのであり⁽³⁶⁾、所得保障は効率性を損う逆行⁽³⁷⁾、自動的に実現される「パレート最適」なるものは、人類の圧倒的多数を排除して憚らない「自由」でも「合理」的でもないものとなる⁽³⁸⁾。尤も人は言うであろう——今日では各種法規制、関税、課徴金等によって独占支配力は抑制されており、累進課税と各種社会保障によって所得配分は平準化されている、と。實際上混合経済を推進する先進諸国においては、かなりの程度でそれは実現されている。が、より深刻な国家間レベル、人類社会大の平準化は手付かずの状態に等しいのではなかろうか。「いま社会の大衆が飢餓に瀕しているときに」パレート最適に甘んじるとは「大衆の現に手にしている飢餓線上の食糧を奪わないという条件のもとで、一部の人々の饗宴が能うかぎり豪華となったときに経済の編成は最適の地位に達する⁽³⁹⁾」とみなすのである。独占支配力は規制され所得配分は平準化されつつあるとしても、競争均衡で得られる最適なるものが、資源配分の初期値に依存するものでしかない間は、構造変革を躊躇うことは許されない⁽⁴⁰⁾。そもそも独占支配力の源泉は差異的私有財産の寡多存非にあるのだから、この本源を放置してその結果だけを糊塗しても、問題の核心を隠蔽するだけである。ティンバーゲンの指摘は明快直截である——

「経済機構の運営に関する誤りは、偶発的にか計画的になされたもの、……有名な分権化命題(パレート最適)は、多くの一般的な定式化を与えてきたが、これは完全に誤ったものである。一般に、最適が所得移転を必要とすることは知られていない。……⁽⁴¹⁾」

4. 分配の平準化を伴う厚生の大極化

アメリカ人の生活水準でみた宇宙船地球号の“定員”は 12 億と言われていた⁽⁴²⁾。現在の全人口は約 56 億、この内先進国人口は約 9 億人で彼等がアメリカ人並みの生活水準とみなすと、この 9 億人が水準を落さぬ限り、途上国の 47 億人に水準向上は望めない。ここに単なる富者のメニュー改善に代えて先進国の水準を低下させて「人類大の奴隷制」(L・B・ピアソン)の解決を図ること、即ち、「社会の一部の人々を不利にして他を有利にするような分配上の改善⁽⁴³⁾」を断行して社会的厚生の大極化を図る方が、(公正で) 効率的ではなかろうか、との命題が登場する。これを国民所得との対応にみたのが A・C・ピグーの厚生 3 命題であり、その第二命題では、他の事情が等しい限り、

「国民所得のうち貧者に帰する割合の増加は経済的厚生を増す⁽⁴⁴⁾」

と定言するが、これは「『社会成員間での気質の相似性』を認めたらうで、『富者から同じ気質の貧者への所得移転が、弱い欲望の充足を犠牲にして強い欲望の充足を可能にする』ことを所得に関する限界効用逓減の法則から主張したもの、この命題からの結論として、所与の国民所得が経済的厚生を最大ならしめる分配として、所得の平等分配が勧告されることになる⁽⁴⁵⁾。」熊谷の解説を続ければ、この主張は「マーシャルからピグーに引継がれ、

現代においてもハロッド、ミード、リトルなど英国の経済学者に支持者の多い一種の平等主義⁽⁴⁶⁾」の流れである。平等分配の効率性の主張は **A・P・ラーナー** によっても

「社会における総効用を最大にすることが望ましいならば、合理的な方法は所得を平等主義にもとづいて分配することである⁽⁴⁷⁾。」

と提示され、これは「ピグーと同じように総額の一定している所得の分配を考え、また異なった個人の効用の大小を比較することに意味を認めるという前提のもとにおいてではあうが、しかし諸個人の効用関数の相似性の仮定は除去して、しかも所得の平等な分配がおそらく社会全体の満足の総和を最大にするであろうということを主張したもの⁽⁴⁸⁾」である。「総効用を最大にする合理的な方法は所得を平等主義に基いて分配することである」との結論は、同じく熊谷の解説では、「ミードによって容認され、フリードマンやサミュエルソンも……それに意義を認めている。また、センはラーナーの主張を『確率論的平等主義』と名づけ、『社会的厚生の数値的期待値は所得の平等な分配によって最大化される⁽⁴⁹⁾』という定理の形で、それに新しい定式化をあたえている⁽⁵⁰⁾。」

ここで、分配の平準化は社会的厚生を極大化させるとの論証の根拠とされる「効用逡減の法則」と「効用委譲の可能性」の 2 点に限って検討したい。ピグーによれば効用逡減の法則により「……富裕な人々から、……貧しい人々に所得の移転が行われるならば、より緊切でない欲望を犠牲にしてより緊切な欲望を満たすことが可能になるわけだから、明らかに満足の総和は増大する……こうして、……それが……国民分配分……を縮小させるにいたらないとすれば、いずれも一般に経済的厚生を増大させるであろう⁽⁵¹⁾」と想定される。富者から貧者に所得移転をすればするほど、経済的厚生は増大し、それは完全平等に到る迄続行されるから、完全平準化の到達点が経済的厚生 of 極大値となっている筈である、と。二様の立場がある。厚生関数の特性から極大化は成立しないという「測定不能説」は、何を持って有用とし福祉とするかは、個人、状況、社会、……によって画一的ではあり得なく、そのための尺度も多元的でしかないとすれば、厚生 of インターパーソナルな可測性、加算性、(委譲可能性) は成立せず、一律第三者的評価も意味をなさない、との立場である⁽⁵²⁾。これに対し、ティンバーゲン等は「測定可能説」と採るが⁽⁵³⁾、彼らとて多次元性を否定する訳ではない。ここで筆者の「多元的規定論⁽⁵⁴⁾」から両説の差異を寸評すれば——今、主体甲が事象 **A** の α という効用 (機能) について対価支払いに値すると認めたということは、非 α という機能と非 **A** という事象の全てを対価支払の領域 (大略、内部経済に相当) 外のものとした訳であるが、事象 **A** についてだけでも機能 α の他に、枠組の設定可能なだけの、即ち、事実上無数の効用が設定 (認識) 可能であって、偶々、 α という効用だけを対価支払いに取込んだまでである。植物の光合成に基く「エネルギー固定」と「炭素同化作用」などは誰にとってもこの上ない効用を持っている事象にも拘らず、通常、経済的厚生 of 対象とはみなされない。経済的効用とは無数に近い効用のごくごく一部について恣意的に対価支払いの対象としただけのもの、だとすると、各個人々の無自覚無意識的な選択の結果だから⁽⁵⁵⁾、価値、価格、貨幣、取引量、GNP……等の社会的総量は正確だとすることと⁽⁵⁶⁾、第三者による自覚的意識的「選好スケール」による集計だから意味をなさない、とすることは、いずれも (かなり恣意的な) 取捨選択の結果であって、それほど差異のある事実ではなくなる。尤も、画一的第三者的評価であれば十分であるというのではなく、その精緻化の要はいつもあるが、結局のところ、「測定不可能」が無自覚に行っているところと「測

定可能説」が自覚的に意図しているところとは大差なく、前者が信頼できるのであれば後者もかなりの程度まで信頼できるのではないか、ということである。次に「効用委譲可能性」とは、「社会的効用」と「私的効用」との間には通常無限の距りがあること、即ち、「社会的効用」が等しく認められたとしてもそれが「私的効用」であるとまでは等しく認められた訳ではなく、まして、個々の経済主体は「社会的効用」だけを行動基準となし得ないことである。全体的利益と個別的利益が一致するためには「効率性原理」（と「連帯性原理」）が両レベルにおいて同一方向に働く必要があるが⁽⁵⁷⁾、これらが通常二律背反的と理解されがちなのは⁽⁵⁸⁾、実際社会の価値規範が普遍的なそれでないだけではなく、そのようにして行く可能性に立脚した教育効果を勘案していないからにほかならない⁽⁵⁹⁾。

以上、平準化を伴う分権化命題について問題のいくつかを検討した。論証が十分説得的でないことは明らかであるが、さりとて、反論も結論的とはなっていない。限界効用原理に基いた論証は余りに末梢的で、より本格的なものが提示されねばならない。分権化命題はより根本的提題である。経済主体の要件同様⁽⁶⁰⁾、完全競争原理を前提とすることは、自由と合理性を原則とし、効率と公正の実現を要求する。独占と支配と付加分離の経済活動は、平準化への不断の修正を必要とし、それは私的所有制度に迄及ばねばならない。新古典派経済学も厚生経済学も、一様に分権化命題を共有しているが、前者は出発点に仮説として、後者は到達点に課題として置いている違いは軽微ではない。

むすびにかえて

私的所有権の妥当性は、昨今、殆んど関心を惹かない。財のあり方が社会構造を作り、権力構造とは正義と公正の欠けた財の所在のことならば、整合的社会のあり方を究明する科学は、その構造を正視しなければならない。論理レベル、倫理レベルの必然性は個別科学のレベルでも実証される筈である。国内的にも国際的にも私有財産制こそ権力構造の最たるもの、それを無視した社会の学はなく、その妥当性を不問にした科学は成立しない。

【註】

- (1) 本稿は経済社会学会第 29 回全国大会準共通論題報告を整理記録するものである。
- (2) J・ロールズ『正義論』紀伊国屋書店、1979、3 頁。
- (3) 伊東正則「効率的配分」『科学としての経済学』有斐閣、1970、68 頁。辻村江太郎『経済政策論』筑摩書房、1977、40 頁。
- (4) 八木紀一郎「所有」『経済学大辞典』873 頁。浜田宏一「法と経済」『同』679 頁。川島武宜『所有権法の理論』岩波書店、1949、43 頁。
- (5) G・ランツ『所有権論史』晃洋書房、1990。
- (6) 西山俊彦「DDIVへの認識論的前提条件」『経済社会学会年報』VIII号、1991。「私的所有権の人間本性性とその帰結」『サピエンチア』26号、1992。「トマス・アクィナ

- スに基づく私的所有権の再解釈と若干の帰結』『英知大学キリスト教文化研究所紀要』第7巻第1号、1992。
- (7) G・ラートブルフ『著作集・法哲学』東大出版、1961、303頁。K・マルクス『経済学批判序説』改造社、396頁。
- (8) 差別的**differential amount of possession**は財の希少性に起因し、また、その未規定性に基く。もし均等分配を意味するのなら、所有権自体も論証課題も意識さえされないであろう。
- (9) 差別的**differential amount of possession**を正当化する人間“本性”は差別的でなければならず、差別的“本性”を正当化する原理もまた差別的でなければならないという無限遡行となるばかりだから。
- (10) 「発行のことば」『社会と社会学Ⅰ』新評論、1983。石田雄『日本の社会科学』東大出版、1984、3頁。A・W・グールドナー『社会学の再生を求めて』新曜社、1978。D・イーストン「政治学における新しい革命」I・S・プール編『現代政治学思想と方法』勁草書房、1970。西山俊彦「科学的社会学定立への基本要件」『ソシオロジ』第35巻第1号、1990。
- (11) “普遍的”価値理念を踏まえグローバル大の構造変革を志向する動向であって、①ローマ・クラブのような独自の流れ、②各種「宣言」と「国連開発旬年DD」に顕著なNIEO樹立への流れ、③「ブランド」等の諸『報告』とそれに対応した「サミット合意」の流れがある。DDがもはや「Decade lost for development 失われし旬年」(UN.A/S-18/3.)と言われるように、人権を総論とすることは合意を得やすい(J・マリタン)が、破綻もまた容易で、目下、「人類大の奴隷制」(L・B・ピアソン)を解消できる兆はない。西山俊彦「DDⅢと社会科学の課題」『経済社会学会年報』XI号、1989、他参照。記述割愛。
- (12) 当然ながら、画一的均等の意味ではなく、時代・情況・地位役割・社会体制等の差異による許容度を加味したもの。
- (13) J・ロビンソン「憂うべき経済学の現状」『季刊現代経済』1、1971。「経済学の第二の危機」『中央公論』1972年11月。『異端の経済学』日本経済新聞社、1973。
- (14) 宇沢弘文『二十世紀を超えて』岩波書店、1993、22頁。
- (15) 宇沢弘文、高木郁朗編『市場・公共・人間』第一書林、1992、33頁。
- (16) F・マハループ「最適社会」、J・ティンバーゲン・A・バーグソン他『最適体制の経済学』東洋経済新報社、1976、100頁。
- (17) J・ティンバーゲン「両体制収斂論」(16)14頁。
- (18) J・ティンバーゲン「最適体制の理論」(16)137頁。
- (19) 「全ての人々が各々みずからの資力の範囲内で生活していること。」ティンバーゲン『『最適』経済体制』(16)119頁。
- (20) J・ティンバーゲン (19)119-120頁。
- (21) 但し、無責任ではないとの見解も成立しない訳ではない。ティンバーゲン (18)163頁。
- (22) 『南と北——生存のための戦略——』日本経済新聞社、1980、28-32頁。
- (23) A・スミス『国富論』1989、第四篇第一・二章。C・P・キンドルバーガー・P・H・リ

- ンダート『国際経済学』評論者、1983、29-68 頁。
- (24) 西川潤『経済発展の理論』日本評論社、1976、210-260 頁。本多健吉『資本主義と南北問題』新評論、1986。
- (25) J・ロールズ「分配の公正」青木昌彦編『ラディカル・エコノミックス』中央公論社、1973、291-318 頁。岸本哲也『公共経済学』有斐閣、1986、161 頁。
- (26) 田村泰夫・夏目隆「厚生経済学」『経済学大辞典』、583 頁。J・カーク・R・サポスニック『一般均衡理論と厚生経済学』東洋経済新報社、1971、75-123 頁。安井琢磨・熊谷尚夫・福岡正夫『近代経済学の理論構造』筑摩書房、1977、354 頁。熊谷『厚生経済学』創文社、1978、156 頁。
- (27) R・ドーフマン・P・A・サミュエルソン・R・M・ソロー『線型計画と経済分析』岩波書店、1958-59、田村・夏目 (26) 参照。
- (28) 田村・夏目 (26) 584 頁。中村貢「公共経済学」『経済学大辞典』、595・596 頁。
- (29) 辻村江太郎『経済政策論』筑摩書房、1977、32・33 頁。
- (30) 熊谷『厚生経済学の基礎理論』東洋経済新報社、1948、1957、224-225、252-253 頁。
- (31) ロビンソン (13) 1973。宇沢『近代経済学の再検討』岩波書店、1977。森嶋通夫『思想としての近代経済学』岩波書店、1994。
- (32) ティンバーゲン (19) 121-124 頁。熊谷 (26) 157 頁、(30) 146 頁。
- (33) 当然の事ながら、所謂“富者”も個々人としては市場支配力に大差なしとも言えようが、資本家階級としてその資力が組織的に行使される時、その威力は絶大である。
- (34) F.Perroux, *L'Economie du XXe siècle*. 3e éd., Paris, 1969, p.67.
- (35) 西川 (24) 220 頁。「完全競争は現実には存在せず、存在することもできず、おそらくいまだかつて存在したこともなかった。」J.M.Clark, “Toward a Concept of Workable Conception.” *American Economic Review*, June 1960.
- (36) I・ウォーラーズティン『世界経済の政治学』同文館出版、1991、33 頁。藤原保信『自由主義の再検討』岩波書店、1993、141 頁。
- (37) 宇沢・高木 (15) 24-27 頁。
- (38) ロビンソン (13) 1972、85 頁。
- (39) 熊谷 (30) 75-76 頁、(26) 64-66 頁。
- (40) 「……こんな世界では、一握りの先進諸国は、恐るべきスラムの中に乗り入れたピカピカの高級車……」Kaplan, “The Forthcoming Anarchy.” *Atlantic Monthly*, Feb.1994, in 「春秋」『日本経済新聞社』1994・3・21 参照。
- (41) ティンバーゲン (18) 182 頁。
- (42) カナダ国際開発研究センター『破局か生存か』ハイレイフ出版部、1978、10 頁。
- (43) 熊谷 (26) 65 頁。
- (44) A・C・ビグー『厚生経済学』東洋経済新報社、1953-55、110-111 頁。
- (45) 熊谷 (30)、田村・夏目 (26) 579 頁。熊谷 (26) 26 頁。
- (46) 熊谷 (26) 68 頁。
- (47) A.P.Lerner, *The Economics of Control : Principles of Welfare Economics*.

- Macmillan, 1944, ch. 2 in 熊谷 (26) 85 頁。
- (48) 尤も「誰がどのような効用関数の持ち主であるかはまったくもって知られておらず、各個人の所得の限界効用の大小を見出す手段は存在しないから、厳密な意味において各所得の限界効用の均等を実現し、社会的総効用の極大化をはかることは不可能である。」熊谷 (26) 68-69 頁。(30) 84-85 頁。
- (49) A. Sen, *On Economic Inequality*. Oxford University Press, 1973, pp.83-85.
- (50) 熊谷 (26) 70-71 頁。
- (51) ピグー (44)、熊谷 (26) 68 頁参照。
- (52) L. Robbins, “Interpersonal Comparison of Utility : A Comment.” *Economic Journal* Dec. 1938 ; N.Kaldor, “Welfare Propositions of Economics and Interpersonal Comparison of Utility.” *Economic Journal*. Sept.1939. 熊谷 (26) 48-87 頁参照。
- (53) ティンバーゲン「最適体制の特徴」(16) 69-94 頁。バーグソン「両体制下における経済効率」(16) 21-68 頁。
- (54) 西山俊彦「多元的事実の位相的構造」『サピエンチア』第 19 号、1985、1-15 頁、他。
- (55) とは言え、 α という機能に対する支払いで事象 A を取得すれば、非 α なる機能の全てをも取得することになる。
- (56) 安井・熊谷・福岡 (26) 350-351 頁。
- (57) 古田精司「監訳者あとがき」(16) 211 頁。
- (58) S.Kuznets, *Economic Growth of Nations*. Harvard University Press, 1971. 筆者は「世銀報告」の分析に微弱な同種傾向を検出した。
- (59) J・W・ボトキン他『限界なき学習』ダイヤモンド、1979。E・ラズロ他編『人類の目標』ダイヤモンド、1977。
- (60) H・A・サイモン『人間の理性と行動』文真堂、1984。西部邁『ソシオ・エコノミックス』中央公論社、1975。『経済倫理学序説』中央公論社、1983。